平成２０年（フ）第１９６３号
堺市南区竹城台１丁２番40―101号、開始決定時の住所堺市南区茶山台３丁20番５号
破産者　藤　　清彦
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第２０９３号
大阪府堺市堺区田出井町第１街区第６号棟第1301号室、開始決定時の住所大阪府高石市高師浜１丁目８番55号
破産者　石橋　正汎
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番129―103号、前住所大阪府河内長野市南花台３丁目３番18―606号
破産者　岡崎　猶美
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番131―303号、前住所大阪府大阪狭山市半田２丁目329番地の１―208号
破産者　鵜野造園こと　鵜野　伊弘
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
神戸市中央区生田町４丁目５番20号　サンシャイン401
破産者　鎌田真由美
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４６５号
兵庫県宝塚市末成町７番12―302号、前住所兵庫県宝塚市高司４丁目４番７―２―210号
破産者　衣川　主己
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第６６４号
北海道山越郡長万部町字長万部444番地の12
破産者　河田　隆二
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２０年（フ）第１１９号
青森県上北郡七戸町字寒水70番地17　美土里荘、開始決定時の住所青森県三沢市本町４丁目31番地105号
破産者　村田　眞一
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第９９号
神奈川県横須賀市汐入町２丁目47番地　メゾン今井Ａ202、開始決定時住所神奈川県横須賀市西逸見町２丁目９番地
破産者　森　　正幸
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第１４４号
滋賀県野洲市小篠原481番地　市営住宅小篠原団地231号、開始決定時の住所滋賀県野洲市吉地329番地
破産者　澤山　史郎
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３３９号
滋賀県野洲市五条558番地13、前住所大阪府茨木市野々宮２丁目11番12号
破産者　伊庭　啓介
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５９５号
滋賀県守山市水保町1422番地35
破産者　戸田　哲生
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１８１８号
京都市東山区清水４丁目161番地６　清水ビル202号
破産者　寺川　好惠
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２２２号
長崎県長崎市鳴見台１丁目19番２号　ハイツ鳴見101、開始決定時の住所長崎県長崎市琴海戸根町1264番地15
破産者　飛永　洋子
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷860番地　時津グリーンハイツ411
破産者　山本　直美
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４３５号
大分県別府市石垣西７丁目３番14号、申立時の住所大分県別府市石垣東３丁目７番35号
破産者　大久保　毅
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係